

平成25年度主要な政策に係る政策評価の事前分析表

(総務省25-③)

政策名 ^(※1)	政策3：行政評価等による行政制度・運営の改善			担当部局課室名	行政評価局総務課他2課室	作成責任者名	行政評価局総務課長 白岩 俊
政策の概要	各府省の政策・業務の実施状況等の調査結果に基づき勧告等を行う行政評価局調査の実施により、行政制度・運営の見直し・改善を推進するほか、各府省において政策評価が円滑かつ着実に実施されるよう政策評価の推進や、国民から国の行政全般に関する苦情等を受け付け、関係行政機関に必要なあつせん等を行う行政相談を実施。また、年金記録の訂正に関し、国民の立場に立って、公正な判断を示し、年金制度に対する信頼を回復することを目的として、あつせん等を実施。					分野【政策体系上の位置付け】	行政改革・行政運営
基本目標【達成すべき目標及び目標設定の考え方・根拠】	行政評価機能の更なる発揮を通じて行政運営全般を見直すことにより、国民に信頼される質の高い行政の実現に努める。					政策評価実施予定時期	平成26年8月
施策目標	測定指標	基準(値) ^(※2)		目標(値) ^(※3)		測定指標の選定理由及び目標(値)(水準・目標年度)の設定の根拠	
			基準年度		目標年度		
政府内における第三者的な評価専門機関として、各府省の政策・業務の実施状況について、各府省の課題や問題点を実証的に把握・分析し、その結果に基づき改善方を提示することにより、行政制度・運営の見直し・改善を推進すること	1 行政評価局調査の迅速かつ的確な実施の状況	【全国規模の調査】 平成23年度に着手した調査8本のうち4本については、24年度末までに勧告を行った。残る4本のうち、3本については、25年4月に勧告を行い、1本については、同年6月に勧告を行った。 また、24年度に着手した調査10本のうち、1本については25年3月に勧告を行った。	24年度	【全国規模の調査】 平成24年度に着手した調査10本については、25年度末までの適期に勧告等を行う。 また、平成25年度新規調査9本については26年度末までの適期に勧告等を行う。(別紙参照)	25年度	・それぞれの調査テーマのねらいに応じた適期に勧告等を行うことは、行政評価局調査の実施による行政制度・運営の見直し・改善の実効性確保につながるもの。なお、勧告までの期間は24年度実績をも勘案し原則として12か月としている。 ・平成24年度着手テーマのうち2本、25年度新規着手テーマのうち2本は、期間を前倒しし、10か月での勧告を目指している。	
		【地域計画調査】 管区行政評価局、行政評価事務所等においては、年金記録確認業務の進捗状況を踏まえつつ、25局所で、25本の地域計画調査を実施。	24年度	【地域計画調査】 地域における行政上の問題について具体的改善を推進するため、年金記録確認業務の進捗状況を踏まえつつ、前年度以上の実施局所数及びテーマ数の地域計画調査を実施する。	25年度	行政評価局調査のうち、地域計画調査は、管区行政評価局、行政評価事務所等が地域における行政上の問題について具体的改善を図るために企画・実施するもので、原則として年度内に改善意見の通知等を行うもの。他方、年金記録確認業務を担ってきたことから、地域計画調査を十分実施できておらず、年金記録確認業務の進捗状況を踏まえつつ、少なくとも前年度以上のものとする。	
		【常時監視活動】 関係行政機関の取組方針、動向等について常時監視活動を実施し、関係行政機関に対し、本省において2件、局所において1件の実態把握結果の通知を行った。	24年度	【常時監視活動】 毎年度、関係行政機関の取組方針、動向等について、常時監視活動を展開し、必要に応じ、機動調査等の実施を行うこと。	29年度	行政評価局調査については、内閣の重要課題を踏まえ、行政全域をカバーしつつ、調査テーマを選定し、タイムリーに機能発揮することとしており、より時宜に応じた調査テーマの選定や、早急に改善を要するものについては機動調査等を実施するため、関係行政機関の動向、社会的な問題の発生状況等について、常時、情報を収集・整理・分析し、行政上の課題を把握する「常時監視活動」を展開するもの。	
2	行政評価局調査に係る勧告等に基づく、関係府省の政策への反映、行政制度・運営の見直し・改善の状況	全国規模の調査に基づく勧告等に対する改善措置率 83.7% (平成24年度に2回目のフォローアップを行った勧告6本分の指摘事項数(1,063)に対する改善措置済みの事項数(890)の割合)	24年度	各年度に改善措置状況(2回目のフォローアップ)を求める。既往の全国規模の調査に基づく勧告等における指摘事項の全てについて、改善が図られるようにすること(改善措置率100%)。	29年度	既往の勧告等に基づく各府省の改善措置状況を求めることは、行政評価局調査の実施による政策の見直し、行政制度・運営の見直し・改善の実効性確保につながるもの。	
		3 行政事業レビューとの連携の強化の状況	平成25年4月2日開催の行政改革推進会議の議論を踏まえ、平成25年4月27日に「目標管理型の政策評価の改善方策に係る取組について」(平成24年度3月27日政策評価各府省連絡会議了承)の一部改正を実施し、平成25年度以降に取り組み政策評価と行政事業レビューの連携の強化方策について定めた。	全府省において、「政策評価の事前分析表」と「行政事業レビューシート」の事業名と事業番号を共通化	25年度	実効性あるPDCAサイクルの確立に向けた政策評価の見直し ・実効性あるPDCAサイクルの確立に向けて、政策の見直し・重点化、予算の縮減・効率化や政策評価と行政事業レビューの共通基盤整備による事務負担軽減を図るため、平成25年4月に「目標管理型の政策評価の改善方策に係る取組について」(平成24年度3月27日政策評価各府省連絡会議了承)の一部改正を行い、全政府的に取り組んでいくこととしたところ。また、政策評価と行政事業レビューとの連携の強化については、「平成25年度行政評価等プログラム」において「政策評価と行政事業レビューの相互活用による効果的な予算・政策の見直しを行うため、施策と事務事業の関係を一層明確化し、情報の共有や相互活用を進める」と方針を示したところである。 ・当該連携の強化については、25年度から全政府的に実施されるべきものであることから、目標として設定。	
全府省において、政策評価と行政事業レビューの作業プロセスにおける連携を強化し、施策と事務事業の状況を一体的に把握する取組を実施	25年度						
全府省における行政事業レビューとの連携の強化の取組の定着(フォローアップ等により検証を実施)	29年度						

4	評価基準の標準化の状況	目標の達成状況の表示方法について、11行政機関は評価区分を設定していない。また、5行政機関は区分を設定しているが、それぞれ独自の区分であり、統一したものとなっていない。	24年度	政策の特性に応じた共通的な評価結果の表示方法について、政策評価・独立行政法人評価委員会政策評価分科会における審議等を踏まえ、次期評価から実施すべく平成25年度内に具体的取組を決定	25年度	実効性あるPDCAサイクルの確立に向けて、各府省において評価区分を設定していない、又は評価区分を設定していても独自の区分であり、統一したものとなっていないことが課題である。政策評価を政府横断的に活用していく上で使いやすくすることや、国民の目から見て分かりやすくするために、各府省における評価結果の表示方法の共通化を具体化、実施及び定着させることは重要であることから目標として設定。
	政策評価の重点化・深掘りによる質の向上	各府省の主要な政策全般について、約500の施策に区分されるが、一部府省で数年に1度のローテーションで評価がなされており、平成24年度は約350施策を評価。毎年度実施される評価は、目標の達成状況のチェック等が中心。	24年度	評価の重点化・深掘りによる質の向上について、政策評価・独立行政法人評価委員会政策評価分科会における審議等を踏まえ、次期評価から実施すべく平成25年度内に具体的取組を決定	25年度	実効性あるPDCAサイクルの確立に向けて、施策の目標や達成手段そのものを見直し、踏み込んだ評価を実施することが課題である。所管施策を数年に1度のローテーションで評価を行う取組を推進することで評価の対象を重点化し、政策評価を深掘りすることで質の向上を図ることを具体化、実施及び定着させることは重要であることから目標として設定。
	政策評価ポータルサイトを利用した利便性の向上	評価結果を国民に分かりやすく公表するため、総務省のホームページに「政策評価ポータルサイト」を設置し、各府省の「政策体系」、「評価情報」、「概算要求への反映状況」など政策評価に関する情報を1か所で把握できるよう整理。	24年度	政策評価に関連する行政事業レビューの情報も、一覧しやすい形で併せて参照できるようにするなど、内容の充実を図る	25年度	国民への説明責任の徹底
		各府省における政策評価に関する情報の公表から約1週間程度で政策評価ポータルサイトの情報を更新	24年度	年間を通じて、常に各府省における政策評価に関する情報の公表から1週間以内に政策評価ポータルサイトの関連する情報を更新	29年度	
	各府省が作成した評価書について、評価の過程で使用したデータ又はその所在情報の記載率	80% (前年度と同様に各府省別、研究開発・政府開発援助・新規事業評価・各公共事業等別に評価書を計100件抽出して確認。)	24年度	平成25年度から29年度にかけての記載率を、毎年度基準値(80%)以上とし、かつ前年度実績(値)より上昇させる	29年度	国民への説明責任の徹底のため、政策評価に関する情報について、外部からの検証を可能とする等のため、平成22年に「政策評価の情報の公表に関するガイドライン」が策定され、総務省はガイドラインの定着に努めているところ、その定着状況を把握するため記載率を目標として設定したほか、ガイドライン定着に向けた総務省自身の取組を目標として設定。
	客観性担保評価活動(政策評価の点検)の対象とした評価(評価マニュアルを含む。)のうち、課題を指摘する必要がなかったものの割合	45%	24年度	50%以上	25年度	<ul style="list-style-type: none"> 客観性担保評価活動の最終目標は、各府省が行う政策評価が客観的かつ厳格に実施されることであり、行政評価等プログラム(平成25年4月)に基づいて重点化している点検対象(租税特別措置等、公共事業及び規制に係る政策評価)について、「課題を指摘する必要がなかったものの割合」を指標として設定。 29年度の目標率(70%程度)については、点検件数が従来と同程度であると仮定した上で、①点検の実施、②改善すべき課題の指摘、③各府省への評価書作成に当たっての参考情報の提供や助言等により、少なくとも、今後も従来の改善率によって改善が進むものとして試算したもの。
				70%程度	29年度	

行政相談の推進により、行政制度・運営の見直し、改善を推進すること	9	中央・地方の行政苦情救済推進会議の審議案件数	50件（速報値）	24年度	50件以上	25年度	<ul style="list-style-type: none"> 行政相談制度は、国の行政に関する相談を受け付け、必要なあっせんを行い、その解決を促進するとともに、これを行政の制度及び運営の改善に反映させるもの。このため、行政相談委員との協働を充実させながら、行政に対する国民の相談案件をできるだけ上げ上げることは、制度の機能発揮の上で欠かせないことから、左記の4つの測定指標を設定。 当該測定指標については、①過去3年間の実績の平均値が前年度（平成24年度）実績（速報値）を上回っている指標については、当該実績平均値以上を（25年度）目標値として設定、②当該実績平均値が前年度実績（速報値）を下回っている指標については、前年度実績値以上を（25年度）目標値として設定。 （注）測定指標10の総処理件数の実績平均値の算定に当たっては、「東日本大震災に係る受付件数」を対象から除いた。
	10	行政評価局（管区行政評価局及び行政評価事務所を含む。）における行政相談の総処理件数	165,392件（速報値）	24年度	166,988件以上	25年度	
	11	管区行政評価局又は行政評価事務所が行政相談委員から処理協力を求められて処理した相談件数	1,260件（速報値）	24年度	1,276件以上	25年度	
	12	行政相談委員法第4条に基づく意見の処理件数	208件（速報値）	24年度	246件以上	25年度	
年金記録に関するあっせん等を的確かつ迅速に実施することにより、年金制度に対する信頼回復に貢献すること	13	年金記録に関するあっせん等の実施（申立事案が第三者委員会に転送されてから、あっせん等を行うまでに要する期間（全国平均）） （特に前年度受付事案の処理完了時期（申立人側の事情等により処理を終えられないものを除く。））	転送からあっせんまで100.1日 （平成23年度受付事案の処理完了時期 24年9月末）	24年度	転送からあっせんまで100日以内 （特に平成24年度受付事案については、申立人側の事情等により処理を終えられないものを除き、遅くとも25年9月末までに処理）	25年度	申立事案を迅速に処理することは、年金記録問題の早期解決に貢献し、年金制度に対する信頼回復につながるもの（平成24年度実績値を基準として目標値を設定（「転送からあっせんまで」は24年度実績より短縮。「平成24年度受付事案について遅くとも25年9月末までに処理」は24年度実績と同時期））。
達成手段（開始年度）		補正後予算額（執行額）（※4）		（※4） 25年度 当初予算額	関連する 指標	達成手段の概要等	平成25年行政事業レビュー事業番号
(1)	行政評価等実施事業（総務本省）（昭和29年度）	103百万円 (82百万円)	148百万円	219百万円	1～12	いわば政府のレビュー機能として、 <ul style="list-style-type: none"> 必要性・有効性・効率性等の観点から、各府省のみでは評価しがたい複数府省にまたがる政策や各府省の業務の実施状況について、全国的規模の調査により、各府省の課題や問題点を実証的に把握・分析し、改善方策を提示（行政評価局調査機能） 各府省が実施する政策評価について、基本的事項を企画立案し、各府省における的確な実施を推進。また、政策評価に関する調査・研究、研修の実施等を通じて質の向上を図るとともに、各府省が行った評価の点検を実施。（政策評価推進機能） 国民からの国の行政全般に関する苦情等を受け付け、関係行政機関等へのあっせん、行政相談委員との連携、行政苦情救済推進会議や行政評価局調査機能の活用等により、個々の苦情の解決や行政の制度及び運営を改善。また、行政相談及び行政相談委員制度の活用促進のための広報、相談の満足度を高めるための相談対応者の能力向上を図る研修等を実施。（行政相談機能） 	0003
(2)	行政評価等実施事業（管区行政評価局）（昭和29年度）	515百万円 (459百万円)	541百万円	644百万円	1～12		0004

※1 政策とは、「目標管理型の政策評価の改善方策に係る取組について」（平成24年3月27日政策評価各府省連絡会議了承）に基づく別紙1の様式における施策に該当。

※2 基準（値）又は実績（値）を記載。

※3 測定指標に対し、複数の目標年度及び目標（値）がある場合には、目標（値）及び目標年度を2段に分割し、上段に直近の目標（値）及び目標年度を、下段に最終的な目標（値）及び目標年度を記載。

※4 前年度繰越し、翌年度繰越しの他、移流用増減、予備費での措置等を含む。

.....

(別紙) 行政評価局調査テーマごとの進行管理に係る目標

調査の実施に当たっては、その結果が予算要求や制度改正等に的確に反映され、有効に活用されるものとなるよう、工程管理を適切に行うとともに、予算に係る調査結果についてはその内容に応じて概算要求や予算編成過程、予算執行等適切な時期に勧告を行うなど、各調査の内容に応じて適時かつ適切な措置を講ずることとする。また、アンケート調査の結果を始め可能なものについては、調査途上であっても、まとまり次第、公表する。

政策評価（統一性・総合性確保評価）	行政評価・監視
<23年度から継続実施>	<23年度から継続実施>
<p>※「ワーク・ライフ・バランスの推進に関する政策評価（総合性確保評価）」（H23.12～）については、平成25年6月25日に勧告を行った。</p>	<p>※「高齢者の社会的孤立の防止対策等に関する行政評価・監視」（H24.1～）、「農地の保全及び有効利用に関する行政評価・監視」（H23.10～）、「外国人の受入れ対策に関する行政評価・監視－技能実習制度等を中心として－」（H24.3～）については、それぞれ、平成25年4月9日、12日、19日に勧告を行った。</p>
<24年度から継続実施>	<24年度から継続実施>
<p>○消費者取引に関する政策評価（総合性確保評価）（H24.12～）</p> <p>本政策評価は、消費者取引に関する政策について、総体としてどの程度効果を上げているかなどの総合的な観点から評価を行い、関係行政の今後の在り方の検討に資するため実施するものであり、平成25年度末を目途に評価結果を取りまとめ、勧告等を行う。</p>	<p>○申請手続に係る国民負担の軽減等に関する実態調査－東日本大震災に係るものを中心として－（H24.4～）</p> <p>本行政評価・監視は、申請手続等に係る負担の状況、東日本大震災の復興支援に伴う申請手続の緩和等の実施状況などを調査し、国民負担の軽減を図るために実施するものであり、東日本大震災関連については、平成25年3月1日に勧告を行ったところ。 それ以外の申請手続については、平成25年度の早期にとりまとめ、勧告等を行う。 なお、本行政評価・監視と併せて実施することとした「許認可等の統一的把握」については、25年3月29日に結果を取りまとめ、公表した。</p> <p>○農地公共事業に関する行政評価・監視－農業水利施設を中心として－（H24.8～）</p> <p>本行政評価・監視は、農業水利施設の維持・管理の状況を調査し、既存施設の有効利用を図り、ストックマネジメントの取組を推進するために実施するものであり、予算要求や予算編成に反映・活用されるよう、平成25年7月を目途に調査結果を取りまとめ、勧告等を行う。</p> <p>○医療安全対策に関する行政評価・監視（H24.8～）</p> <p>本行政評価・監視は、国等による医療安全対策の実施状況、医療機関における医療事故対策及び院内感染対策の実施状況を調査し、医療機関における医療安全対策の向上に資するために実施するものであり、医療安全に係る運用の改善に反映・活用されるよう、平成25年7月を目途に調査結果を取りまとめ、勧告等を行う。</p> <p>○震災対策の推進に関する行政評価・監視－災害応急・復旧対策を中心として－（H24.12～）</p> <p>本行政評価・監視は、東日本大震災への対応の検証を踏まえ、防災計画の改定状況、改定後の防災計画に基づく防災対策の実施状況、災害応急対策の実施状況等を調査し、震災対策の推進に資するために実施するものであり、関係行政機関等における各種対策の改善に反映・活用されるよう、平成25年11月を目途に調査結果を取りまとめ、勧告等を行う。</p> <p>○契約における実質的な競争性の確保に関する調査－役務契約を中心として－（H24.12～）</p> <p>本行政評価・監視は、二者以上の応札があった役務契約を中心として、契約の実施状況、予定価格の設定状況、応募（応札）条件の設定状況、契約に係る情報の公表状況などを調査し、契約における実質的な競争性・効率性・透明性の確保に資するために実施するものであり、各府省の契約業務の改善に反映・活用されるよう、平成25年9月を目途に調査結果を取りまとめ、勧告等を行う。</p> <p>○科学研究費補助金の適正な使用に関する行政評価・監視（H24.12～）</p> <p>本行政評価・監視は、研究機関における科学研究費補助金の適正管理に関し文部科学省が講じている措置とそれによる効果、受給機関における研究費の適正管理の推進体制や仕組みの整備状況等を調査し、科学研究費補助金の適正な使用の確保に資するために実施するものであり、関係施策の運用改善に反映・活用されるよう、平成25年9月を目途に調査結果を取りまとめ、勧告等を行う。</p>

政策評価（統一性・総合性確保評価）	行政評価・監視
	<p>○特別の法律により設立される民間法人等の指導監督に関する行政評価・監視（H24.12～） 本行政評価・監視は、特別民間法人及び特別法人の業務・運営状況、これら法人に対する所管府省の指導監督の状況を調査し、関係行政の改善に資するために実施するものであり、指導監督の適切な実施等に資するよう、平成25年11月を目途に調査結果を取りまとめ、勧告等を行う。</p> <p>○設立に認可を要する法人に関する行政評価・監視—国民一般を対象としたサービスを提供する法人を中心として—（H25.3～） 本行政評価・監視は、設立に認可を要する法人の設立認可等の審査の実施状況、行政庁による指導監督の実施状況、国等からの補助金の執行及び委託業務等の実施状況などを調査し、その業務運営の健全性及び透明性を確保し、推進を図る観点から実施するものであり、行政庁による認可や指導監督の運用改善に反映・活用されるよう、平成26年3月を目途に調査結果を取りまとめ、勧告等を行う。</p> <p>○刑務所出所者等の社会復帰支援対策に関する行政評価・監視（H25.3～） 本行政評価・監視は、刑務所出所者等に対する就労支援や住居確保・福祉的な支援のための取組の実施状況等を調査し、刑務所出所者等への実効性のある社会復帰支援対策の推進を図るために実施するものであり、効果的な支援のための改善が早期に講じられるよう、平成26年3月を目途に調査結果を取りまとめ、勧告等を行う。</p>
<25年度新規着手>	<25年度新規着手>
<p>○食育の推進に関する政策評価（総合性確保評価）（H25.12（予定）～） 本政策評価は、食育に関する政策について、総体としてどの程度効果を上げているかなどの総合的な観点から評価を行い、関係行政の今後の在り方の検討に資するため実施するものであり、平成26年度末を目途に評価結果を取りまとめ、勧告等を行う。</p>	<p>○生活保護に関する実態調査（H25.8（予定）～） 本行政評価・監視は、要保護者に対する保護事務の実施状況、生活保護受給者に対する就労・自立支援等の実施状況、生活保護の適正支給に係る取組の実施状況等を調査し、生活保護の支給事務の適正な実施に資するために実施するものであり、関係行政機関等における各種対策の改善に反映・活用されるよう、平成26年7月を目途に調査結果を取りまとめ、勧告等を行う。</p> <p>○外国人旅行者の受入環境の整備に関する行政評価・監視（H25.8（予定）～） 本行政評価・監視は、「外国人が快適に観光できる環境の整備に関する政策評価」（H21.3.3勧告）の勧告事項についての対応・措置状況、訪日外国人旅行者の受入環境の整備に係る事業の実施状況等を調査し、観光地域における訪日外国人旅行者の受入環境の整備に資するために実施するものであり、関係施策の運用改善に反映・活用されるよう、平成26年5月を目途に調査結果を取りまとめ、勧告等を行う。</p> <p>○気象予測の精度向上等に関する行政評価・監視（H25.8（予定）～） 本行政評価・監視は、気象、地震及び津波の観測・予測業務の実施状況、信頼性向上対策の実施状況などを調査し、気象予測の精度向上等を推進するために実施するものであり、予算要求や予算編成に反映・活用されるよう、平成26年7月を目途に調査結果を取りまとめ、勧告等を行う。</p> <p>○規制の簡素合理化に関する調査（H25.8（予定）～） 本行政評価・監視は、政府全体の規制の改革の動向にも留意しつつ、規制に関する国民（関係団体等を含む。）からの意見・要望、これらに対する関係府省による対応状況等を調査し、規制の簡素合理化による民間活力の活用や国民負担の軽減を図るために実施するものであり、平成26年7月を目途に調査結果を取りまとめ、勧告等を行う。</p> <p>○医師等の確保対策に関する行政評価・監視（H25.12（予定）～） 本行政評価・監視は、国及び都道府県における医師等の確保及び偏在対策の実施状況、勤務医等の勤務環境改善の取組、看護職員の確保対策の実施状況などを調査し、医師等確保対策の推進を図るために実施するものであり、関係行政機関等における各種対策の改善に反映・活用されるよう、平成26年11月を目途に調査結果を取りまとめ、勧告等を行う。</p> <p>○道路交通安全対策（自転車安全対策）に関する行政評価・監視（H25.12（予定）～） 本行政評価・監視は、自転車利用者に対するルールの周知啓発、安全教育の実施状況、自転車通行環境の整備状況、自転車交通違反に対する街頭指導等の実施状況、関係機関等との連携状況等を調査し、自転車交通の安全性の確保に資するために実施するものであり、関係行政の改善に反映・活用されるよう、平成26年9月を目途に調査結果を取りまとめ、勧告等を行う。</p>

政策評価（統一性・総合性確保評価）	行政評価・監視
	<p>OPFIの推進に関する行政評価・監視（H25.12（予定）～） 本行政評価・監視は、国及び地方公共団体が作成した実施方針に基づくPFI事業の進捗状況、平成23年6月のPFI法改正に伴って導入された新制度の活用状況及び国における地方公共団体への支援の実施状況などを調査し、関係行政の改善に反映・活用されるよう、平成26年11月を目途に調査結果を取りまとめ、勧告等を行う。</p> <p>○温室効果ガスの排出削減に係る国の補助事業の実施状況に関する行政評価・監視（H25.12（予定）～） 本行政評価・監視は、温室効果ガスの排出削減に係る国の補助事業等の申請手続・審査の実施状況、事業の実施状況、事業終了後の実績把握や効果検証の実施状況、類似・連携事業に係る省庁間の連携・調整の状況等を調査し、費用対効果の乏しい事業の廃止、類似事業の統合等に資するために実施するものであり、平成26年11月を目途に調査結果を取りまとめ、勧告等を行う。</p>